

**「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の実施事業者の
認可及び利用定員の決定について**

1 概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が公布され、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等の必要な措置を講じるものとして、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付として創設されたものであり、令和7年度から制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施することとなっている。

本市においても、令和7年10月から市内6施設（公立2施設、私立4施設）において、こども誰でも通園スタートアップ事業を実施しているところであり、令和8年度以降の事業の実施に関わり、新たな乳児等通園支援事業者の認可及び利用定員の決定を行うもの。

※ 市町村においては、基準条例の制定や設置認可・乳児等支援給付費の支給対象であることの確認・指導監査等を行う必要があり、国、都道府県及び市町村以外の者の認可及び各乳児等通園支援事業所（公立含む）の利用定員の決定に当たっては、市町村児童福祉審議会の意見を聴取等することとなっている。

2 令和8年度における事業内容

(1) 対象となるこども

保育所等に通っていない0歳6か月以上満3歳未満のこども

(2) 利用時間等

- ・ 1人当たり月10時間を上限として利用できる。
- ・ 国が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を通じて利用予約等を行う。

(3) 利用者負担額

こども一人1時間当たり300円を標準とする（所得等に応じて一部減免あり）。

(4) 実施施設への給付費

区分		こども一人1時間当たり単価（※）		
基本分	0歳児	1,700円		
	1・2歳児	1,400円		
加算分	障害児	600円		
	医療的ケア児	2,500円		
	要支援家庭のこども	600円		
	初回対応加算	0歳児	1,700円	
		1・2歳児	1,400円	
	賃借料加算	200円		
保護者支援面談加算	1,400円			

※ 初回対応加算及び保護者支援面談加算については1回当たりの単価。

(5) その他

公立施設については、令和7年度と同様に「一時預かり事業」を実施する渚保育所及び内郷保育所で実施。

3 認可手続き及び基準

(1) 認可手続き

事業者から認可申請があったときは、市は「いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令等に適合しているか審査を行うとともに、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定により、市児童福祉審議会（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）の意見聴取を行うこととされている。

(2) 設備及び職員配置の基準

本事業（一般型（※））の実施に当たっては次の条件を満たさなければならない。

※ 実施方式

一般型事業	：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。
余裕活用型事業	：通常保育における利用定員の枠を活用して受入れを行う。

ア 設備の基準

利用児童の年齢	設備基準	配置基準
満 2 歳未満	乳児室又はほふく室及び便所	3.3 m ² /人
満 2 歳以上	保育室又は遊戯室及び便所	1.98 m ² /人

イ 職員の配置基準

利用児童の年齢	配置基準
乳児	おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上	おおむね 6 人につき 1 人以上

※ 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。

※ 一事業所につき乳児等通園支援従事者は 2 人以上とする。

4 利用定員の決定

乳児等通園支援事業所（公立含む）の利用定員の決定に当たっては、子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項の規定により、市児童福祉審議会（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）の意見聴取を行うこととされている。

利用定員の決定については、市が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う必要がある。市が定める必要利用定員総数と利用定員の比較に当たっては、施設ごとに 1 月当たりの利用定員を算出（1 時間当たりの利用定員×1 月当たりの延べ開所時間数）し、定員一人 1 月当たりの受入れ可能時間数（176 時間（8 時間×22 日））を除いた値の合計を用いる。

これを踏まえて算出された市全体における 1 時間当たりの利用定員は 31 人（詳細は「5 施設一覧」のとおり）であり、令和 8 年度における必要利用定員総数 64 人を超過しないこととなる。

（参考）需給計画修正案

（単位：人/時間）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	64	61	56	53

5 施設一覧

区分	施設名	施設区分	地区	実施方式	利用定員（人）				開所日時	
					区分	0歳	1歳	2歳		合計
継続	いわき市立渚保育所	保育所	小名浜	一般	時当たり	1	1	1	3	火～木 9:00～12:00
					月当たり	36	36	36	108	
継続	いわき市立内郷保育所	保育所	内郷	一般	時当たり	1	1	1	3	月～金 9:00～12:00
					月当たり	60	60	60	180	
継続	若葉台保育園	保育所	平	余裕	時当たり	1	1	1	3	月～金 10:00～16:00
					月当たり	120	120	120	360	
継続	愛宕保育園	保育所	小名浜	余裕	時当たり	1	1	1	3	月～土 9:00～16:30
					月当たり	180	180	180	540	
継続	あそびの森こども園	認定こども園	小名浜	一般	時当たり	0	2	2	4	月～金 9:00～16:00
					月当たり	0	280	280	560	
継続	おおくらランチ ATATAME 保育園	小規模 保育事業所	勿来	一般	時当たり	1	1	1	3	水～金 9:00～11:00
					月当たり	24	24	24	72	
新規	梅香保育園	保育所	平	余裕	時当たり	3	0	0	3	月～金 9:00～15:00
					月当たり	360	0	0	360	
新規	螢保育園	保育所	平	余裕	時当たり	3	0	0	3	月～金 9:00～15:00
					月当たり	360	0	0	360	
新規	平第一幼稚園	認定こども園	平	余裕	時当たり	—	—	—	3	月～金 9:00～15:00
					月当たり	—	—	—	360	
新規	なこそ幼稚園	認定こども園	勿来	一般	時当たり	2	2	3	7	月～金 8:00～14:00
					月当たり	240	240	360	840	
新規	久之浜こども園	認定こども園	久之浜	余裕	時当たり	—	—	—	6	月～金 9:00～15:00
					月当たり	—	—	—	720	
新規	くほんじひらくぼ保育園	小規模 保育事業所	平	余裕	時当たり	—	—	—	2	火～木 8:30～11:30
					月当たり	—	—	—	72	
新規	はなまる保育園	事業所内 保育事業所	平	余裕	時当たり	1	1	1	3	月～金 9:00～16:00
					月当たり	140	140	140	420	
新規	聖テモテ幼稚園	幼稚園	小名浜	一般	時当たり	0	0	3	3	月～金 8:00～17:00
					月当たり	0	0	540	540	
1月当たりの利用定員の合計 ①									5,492	
市全体における1時間当たりの利用定員 ①/176時間（四捨五入）									31	

※ 令和8年度から、乳児、幼児の区分を問わず「利用定員」の総数のみを定めることが可能となっている。

※ 余裕活用型事業については、通常保育の受け入れ状況により、定員が変動する。